

# 入札公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和7年1月16日

福島県県北建設事務所長 吉田 伸明

## 1 入札に付する事項

- (1) 売払いをする物品の名称 伊達橋撤去部材（鋼材）（別紙「工事発生品仕様書」のとおり）
- (2) 売払いをする物品の予定数量 502.41t（別紙「工事発生品仕様書」のとおり）
- (3) 引渡方法及び期限 落札者が全数量を契約締結後30日以内に引渡場所から搬出するものとする。
- (4) 引渡場所 福島県伊達市梁川町青葉町5番地 スクラップヤード内
- (5) 入札方法 郵便入札による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県内に本社（本店）又は支店・営業所を有する者であること。
- (3) 福島県の産業廃棄物収集運搬業許可を受けている者であること
- (4) 売払代金を一括で納入できる者であること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の「一般競争入札参加資格確認申請書」を持参または郵送により提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

- (1) 提出期限 令和7年1月31日（金）午後4時
- (2) 提出場所 郵便番号960-0634 福島県伊達市保原町大泉字大地内124番地  
福島県保原土木事務所総務課（伊達合同庁舎2階）  
電話番号 024-575-2151

#### 4 契約条項を示す場所等

##### (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び期間

ア 場所 上記3に掲げる場所に同じ。

なお、入札説明書の交付は上記で行うほか福島県土木部県北建設事務所ホームページにおいて公開する。

イ 期間 令和7年1月16日(木)～令和7年2月12日(水)

##### (2) 物品の公開及び説明会

当該物品の公開及び説明会(以下「説明会」とする。)を以下のとおり実施するので、参加を希望する場合は、令和7年1月27日(月)午後4時までに11に掲げる問い合わせ先まで電話にて申し込むこと。

なお、説明会に参加せずに入札に参加する場合も、説明会における説明事項を了知し、当該物品を確認しているとみなす。

ア 日 時 令和7年1月29日(水)午前10時から

イ 場 所 福島県伊達合同庁舎2階大会議室

ウ 内 容 入札方法の説明 物品の説明ほか

エ 現地確認 説明会終了後、売払い物件保管場所へ移動し、現地確認及び現地説明を行う。  
(現地：伊達市梁川町青葉町5番地 スクラップヤード内)

##### (3) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年2月14日(金)午前10時

イ 場所 福島県伊達合同庁舎2階大会議室

(福島県伊達市保原町大泉字大地内124番地)

入札書は書留郵便により郵送するものとし、令和7年2月13日(木)午後4時までに必着のこと。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

#### 6 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を入札書の提出期限までに送付しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県県北建設事務所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

## 8 物品の仮渡し

- (1) 契約締結後、県は物品の仮渡しを行い、契約者は「預り証」を提出する。
- (2) 契約者は、「預り証」提出後、物品の搬出を行うとともに搬出した物品の重量計量を行う。
- (3) 契約者は、搬出が終了した時点で搬出物品の「計量伝票」又は「計量証明書」と「搬出終了書」を県に提出する。

## 9 売払代金の納入

県は、契約者から提出された「計量伝票」又は「計量証明書」に基づき売払代金を算定し、納入通知書を発行する。契約者は納入通知書により売払代金を一括して県に納入する。

## 10 所有権の移転

物品の所有権は、売払代金を県に納入したときに契約者に移転する。

## 11 その他

- (1) 入札金額の記載 1 tあたりの単価を入札書に記載すること。
- (2) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- (6) 本公告に関する問い合わせ先

福島県保原土木事務所総務課

電話番号 024-575-2151

ファクシミリ 024-574-2019

電子メール [hobara.doboku@pref.fukushima.lg.jp](mailto:hobara.doboku@pref.fukushima.lg.jp)

別紙

工事発生品仕様書

区分	種類	品目	規格	数量	単位
A	鋼材	伊達橋撤去部材 最大延長7.25m	SS41、SM50 他	446.75	t (トン)
B	鋼材	伊達橋撤去部材 伸縮部材、 ガードパイプ、支承 他	ガードパイプ (L=2m)他	55.66	t (トン)
			数量合計	502.41	t (トン)

※仕様書記載内容は、国から引き渡された発生品引渡通知内容に基づく。

(参考)

地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2

（略）